

# 建設業者監督処分簿

## 1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社内山総合設備	代表者氏名	増田 政雄
主たる営業所の所在地	千曲市大字粟佐1254番地4		
許可番号	長野県知事 (般-2)第8400号	許可を受けている 建設業の種類	土、と、管、舗、水

## 2 処分に関する事項

処分年月日	令和4年7月7日	処分を行った者	長野県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第1項第3号該当)		
処分の内容			
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止			
1 停止を命ずる営業の範囲 建設業に係る営業の全部			
2 期間 令和4年7月20日から令和4年7月22日までの3日間			
処分の原因となった事実	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反		
株式会社内山総合設備及びその代表取締役は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に違反したとして、平成30年10月26日に上田簡易裁判所から罰金の略式命令を受け、翌月、その刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。			
その他参考となる事項			